

(公社) 日本建築家協会 JIA 規程

JIA 関東甲信越支部 規約

2016

規程・規約関係図

- 建築家憲章
- 倫理規定
- 行動規範 (ガイドライン)

■ JIA定款

〈本部 規程類〉

■ 会員規程

■ 会費規程

■ 懲戒規程

■ 支部規程

日本建築家協会が公益法人としてのガバナンスを遵守し定款で定めた目的を達成するために、支部が守るべき最低限の基準を、本部が定めて簡素に網羅する。

■ 委員会規程

■ 地域会規程

日本建築家協会が公益法人としてのガバナンスを遵守し定款で定めた目的を達成するために、地域に密着したJIA活動を遂行するにあたり、地域が守るべき最低限の基準を、本部が定めて簡素に網羅する。

〈関東甲信越支部 規約類〉

■ 支部規約

歴史と環境が異なる支部がJIA活動に関して独自に定めておくべき項目について、運用基準としての雛形をしめす。

■ 支部役員選出規約

■ 支部委員会規約

■ 支部部会規約

■ 支部法人協力会員規約

■ 地域会規約

歴史と環境が異なる支部が地域会に関して定めておくべき項目について、運用基準としての雛形をしめす。

■ 地域会規則

地域に密着したJIA地域会活動を遂行するにあたり、上位の規程・規約を遵守して地域会が定める運営基準としての雛形をしめす。

※表記について、本部が定めるルールを「規程」、支部が定めるルールを「規約」、地域会が定めるルールを「規則」とする。

建築家憲章

建築家は、自らの業務を通じて先人が築いてきた社会的・文化的な資産を継承発展させ、地球環境をまもり安全で安心できる快適な生活と文化の形成に貢献します。

(創造行為)

建築家は、高度の専門技術と芸術的感性に基づく創造行為として業務を行います。

(公正中立)

建築家は、自由と独立の精神を堅持し、公正中立な立場で依頼者と社会に責任を持って業務に当たります。

(たゆみない研鑽)

建築家は、たゆみない研鑽によって自らの能力を高め役割を全うします。

(倫理の堅持)

建築家は、常に品性をもって行動し倫理を堅持します。

公益社団法人日本建築家協会 (JIA) 会員は上記憲章のもとに集う建築家であり、JIAは会員の質と行動を社会に保障するものです。

倫理規定

I 社会公共に対して

1. 会員は、業務の遂行にあたって、本規定を尊重するとともに、法律を遵守する。
2. 会員は、地球や地域の環境問題と建築の関わりを認識し、業務に取り組む。
3. 会員は、建築家の役割と責任について、社会公共の正しい理解と評価を得るために努力する。
4. 会員は、虚偽、誤解を招くような行為等により自分自身や業務についての情報提供や宣伝をしない。
5. 会員は、品性、知識、能力、倫理観を備えるとともに、常に自己の研鑽に努める。

II 依頼者と利用者に対して

1. 会員は、依頼者の要請に応えるとともに、社会及び利用者の公益性に配慮して、公正な立場で業務を遂行する。
2. 会員は、依頼者の要請に応え、誠実に業務を遂行することによって依頼者の正当な利益を守る。
3. 会員は、建築家として自己の独立の立場を保って業務を遂行する。
4. 会員は、業務上知り得た依頼者の秘密を漏らさない。
5. 会員は、建築家の責任と権利について、依頼者の正しい理解と評価を得るために努力する。
6. 会員は、自らの業務において利害が対立すると考えられる場合には、その事実を関係者に告知する。

III 業務上関連する専門家等に対して

1. 会員は、他の建築家と協同して業務を行うとき、或いは他の専門技術者ならびに他分野の専門家の協力を求めるときは、お互いの業務の分担と責任を明確に合意した上で、相互に信頼をもって業務を遂行する。
2. 会員は、業務の遂行にあたって、工事施工者等の専門家の意見を尊重し、その正当な立場を侵さない。
3. 会員は、工事施工者等と関連する業務については、お互いの役割と責任について明確な合意の上で、相互に信頼をもって業務を遂行する。

IV 他の建築家及び自己の業務組織に対して

1. 会員は、他の建築家の名誉を傷つけ、あるいは著作権を侵す行為は行わない。
2. 会員は、業務組織の中で、主宰者・協同者及び所員が互いの信頼を保つよう努力すると共に夫々の建築家としての立場を堅持する。
3. 会員は、誠実と公正をもって業務を遂行するために、本規定を業務組織の全員が遵守するよう周知徹底する。

行動規範（ガイドライン）

I 社会公共に対して

1. 会員は、業務に関して、依頼者の要請があっても法令違反等に当たる行為は行わない。
2. 会員は、業務獲得の目的をもって、ダンピング・談合等の不当な行為を行わない。
3. 会員は、業務獲得の目的をもって、自らの業務内容に関して事実を超えるような誇大な宣伝を行わない。
4. 会員は、建築家の社会的機能である中立性、第三者性について理解と評価を得るために行動する。
5. 会員は、建築家の適正な選び方として入札ではなく、プロポーザル・コンペ・QBS・特命の方式をとるよう働きかける。
6. 会員は、建築家の業務内容と責任を契約により明示し、かつ設計監理報酬について適正な報酬額を提示する。

II 依頼者と利用者に対して

1. 会員は、依頼者の要請が公共あるいは利用者の利益に反しないよう、依頼者に対して適正な第三者性を確保し、公正な立場で行動する。
2. 会員は、依頼者に提供できる業務内容と責任を明示した契約をむすび、常にその内容を正しく履行する。
3. 会員は、自己の専門とする業務以外の業務の実施にあたって、あらかじめ依頼者の了承を得たうえで、自己の責任において他の専門家の協力を求める。
4. 会員は、委託された業務に瑕疵が生じたときは、誠意をもって対応する。
5. 会員は、自己の独立の立場に疑問をもたれる利害関係があるとみなされる職業、例えば施工業や建材業等を営まず、またその組織に属さない。
6. 会員は、建築家の業務に関する裁量権や著作権について正当な権利を保持すると共に、依頼者への説明責任をまっとうし正しい理解と評価を得るために行動する。
7. 会員は、建築家の業務内容とそれにふさわしい適正な報酬について、依頼者に十分な説明を行い、正しい理解と評価を得るために行動する。

III 業務上関連する専門家等に対して

1. 会員は、業務に関連する工事施工者等から金品の贈与または業務補助・人的派遣などの無償の援助を受けない。

IV 他の建築家及び自己の業務組織に対して

1. 会員は、他の建築家を誹謗したり、不当な手段により業務の取得はしない。
2. 会員は、他の建築家の著作権の侵害など正当な利益を侵すような行為はしない。
3. 会員は、本人の明確な許可なしに他の建築家のアイデアを盗用してはならない。
4. 会員は、設計競技の審査員として指名された時は、その立場を利用して不当な行為をしてはならない。
5. 組織を主宰する会員は、業務組織の中の協同者及び所員に対し、適切な役割と環境を提供し、正当な報酬を支払うとともに、建築家としての資質の向上を図る。

会員規程

<p>(総則) 第1条</p>	<p>この規程は、定款第7条に基づき、公益社団法人日本建築家協会(以下「本会」という)の会員資格並びに入退会に関して必要な事項を定め、会員の地位の安定を図ることを目的とする。</p>
<p>(会員資格の取得) 第2条</p>	<p>本会の会員になろうとする者は、理事会において別に定める入会申込書により、所属することとなる支部を通じて会長に申し込まなければならない。</p> <p>2. 入会は、理事会がその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。</p> <p>3. 本会の会員の資格は、所定の入会金及び会費の納入により発生する。</p>
<p>(正会員の資格) 第3条</p>	<p>(一) 正会員 定款及び建築家憲章・倫理規定・行動規範(ガイドライン)の遵守を誓約する者で、専ら建築設計監理業務を行い、一級建築士の免許登録後5年以上設計監理業務を行った建築家とする。</p> <p>(二) フェロー会員 正会員のうち特に本会に貢献のあった者をフェロー会員とすることができる。フェロー会員の選考は、別に会長の任命する選考委員会において行う。選考基準は理事会の決議により別に定める。</p> <p>2. 本会の正会員になろうとする者は、本会入会后5年以上を経た正会員2名以上の推薦を必要とする。そのうち少なくとも1名は入会者が所属することとなる支部の正会員でなければならない。</p> <p>3. 正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。</p> <p>4. 正会員は別に定める継続職能研修(Continuing Professional Development CPD)規則によって、継続職能研修を受けるものとする。</p> <p>5. 正会員は別に定める建築家資格制度規則によって、建築家認定評議会による登録建築家資格の認定を受け、建築家登録認定機関に登録するものとする。</p>
<p>(準会員の資格) 第4条</p>	<p>準会員は、本会の目的・事業を支援、協力する者で、以下の者をいう</p> <p>(一) 専門会員 建築設計監理の関連領域の専門家(構造・設備・積算・ランドスケープ・都市計画・行政・教育・研究者など)で、専門分野において、次の各号のいずれかに該当する者。</p> <p>① 建築構造、建築設備、建築積算、都市計画・ランドスケープ等の専門家で、実務経験と見識を有する者。</p> <p>② 技術士の資格を有する者。二級建築士、木造建築士、インテリアプランナー、インテリアコーディネーター等の資格を有し、実務経歴と見識を有する者。</p> <p>③ 教育・研究機関・官公庁等で建築に関する専門分野の業務に係わり、或いは建築に関する評論、著作を公表し建築家職能に対する理解を有する者。</p> <p>(二) シニア会員 正会員で20年以上継続して会員資格を有していた者のうち、一定期間建築設計監理業務から離れている者あるいは離れようとする者で自己申告により会員種別の変更を理事会により認められた者。この場合、当該会員は、正会員の権利及び義務を有しない。</p> <p>(三) ジュニア会員 建築家を目指す者で、正会員資格要件に満たない者。</p> <p>(四) 学生会員 建築家を目指す学生。</p>
<p>(協力会員) 第5条</p>	<p>協力会員は、本会の目的に賛同する個人、団体又は法人で以下の者をいう。</p> <p>(一) 法人協力会員 本会の目的に賛同する団体又は法人。ただし、原則として総合請負施工を主とする者を除く。</p> <p>(二) 個人協力会員 本会の目的に賛同する個人。</p>
<p>(名誉会員) 第6条</p>	<p>正会員であるか否かにかかわらず、次の各号の一に該当する者については、別に会長の任命する選考委員会の承認を経たうえで、総会の決議により名誉会員とすることができる。この場合、他の会員資格との重複を妨げない。</p> <p>(一) 建築家として特別に顕著な功績のあった者。</p> <p>(二) 本会に多大な貢献をした者。</p> <p>2. 名誉会員候補者の選考基準は、理事会の決議により別に定める。</p>

日本建築家協会 JIA 規程

(入会) 第7条	<p>本会の会員になろうとする者の入会については次の各号による。</p> <p>(一) 所定の入会申込書に必要な資料を添え、本人が所属することとなる支部の事務局に提出する。</p> <p>(二) 入会者の所属する支部は、原則として、本人が主として業務を行う地域を含む支部とする。</p>
(退会) 第8条	<p>会員が本会を退会しようとする場合は、所定の退会届を所属支部に提出しなければならない。</p>
(再入会) 第9条	<p>本会を退会した会員の再入会については、第2条及び第7条の規定を準用するほか、次の各号による。</p> <p>(一) 定款第10条第1項第3号により資格を喪失した者は、その喪失理由が解消された事を証明しなければならない。</p> <p>(二) 定款第10条第1項第5号により資格を喪失した者は、その滞納金を弁済した後でなければ再入会申込みを行うことができない。</p> <p>(三) 定款第13条により、除名処分を受けた者の再入会については「懲戒規程」の定めるところによる。</p>
(異動) 第10条	<p>会員は、会員の勤務先、居住地に変更があった場合は、所定の書式により異動届を「所属支部」に提出しなければならない。</p>
(担当委員会) 第11条	<p>会員の入退会の審査その他会員に関する事項を処理するため担当委員会を置き、その内容は別に定める。</p> <p>2. 担当委員会は、本規程の執行のため、理事会の決議を経て細則、内規を制定し又は改廃を行う。</p>
附則	<ol style="list-style-type: none"> 1. この規程は、公益社団法人日本建築家協会の設立の登記の日から施行する。 2. この規程は、総会決議により改正することができる。 3. この改正は、平成27年6月25日より施行する。

会費規程

(総則) 第1条	<p>この規程は、定款第8条に基づき、公益社団法人日本建築家協会(以下「本会」という。)の会員の入会金・会費及びその取扱いに関し必要な事項を定め、会費収入の確保によってこの法人の財務基盤の確立を図ることを目的とする。</p>
(会費種別) 第2条	<p>入会金及び会費は以下の種別とする。なお、会員会費は本部会費と支部会費とから成り立つ。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 正会員入会金及び正会員会費 (2) 準会員入会金及び準会員会費 (3) 協力会員入会金及び協力会員会費 <p>2. 入会金及び会費は、各支部を通じて会員から徴収する事ができる。</p>
(正会員会費) 第3条	<p>正会員の会費は次に定める。</p> <p>入会金 12,000円 年会費 (45,000円+支部会費)</p> <ol style="list-style-type: none"> (2) 会員規程第6条(名誉会員)の会費は免除することができる。 (3) フェロー会員の年会費は、正会員の年会費と同額とする。 (4) 地震・津波などの自然災害、及びその他災害による被災者で、著しく会費の支払いが困難と認められる者は理事会の承認を得て会費の免除を行う事ができる。 (5) 各支部会費は別表による。
(準会員の会費) 第4条	<p>準会員の入会金及び会費(支部会費を含む。)は総会の決議により別に定める。</p>

日本建築家協会 JIA 規程

(協力会員の会費) 第5条	協力会員の入会金及び会費(支部会費を含む。)は総会の決議により別に定める。																								
(会員の会費納入) 第6条	<p>会費は原則として1年度分を一括して納入するものとし、その期限は6月30日とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 年度途中で入会した者の当該年度の会費は、入会が承認された日に属する月以前の月数に応じて軽減した額とする。 3. 入会金及び会費の納入は、本会が指定する金融機関に会員が振込むこととし、その手数料は振込人の負担とする。 4. 口座自動引き落とし制度を利用する会員については、その手数料は本会の負担とする。 5. 自動引き落とし制度を利用する場合、前期、後期に分納することができる。 6. 振込まれた入会金及び会費については、領収書の発行は行わない。 																								
(会員の会費種別の変更) 第7条	<p>会計年度中、会員種別の変更があっても、会費の変更は行わない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 会員種別の変更に伴う入会金は、減額または免除することができる。 																								
(改廃) 第8条	<p>本規程を変更する場合は、理事会の決議による。</p> <p>ただし、入会金及び会費の金額(支部会費を含む)の変更については、総会の決議による。</p>																								
附則	<ol style="list-style-type: none"> 1. この規程は、公益社団法人日本建築家協会の設立の登記の日から施行する。 <p>[別表] 各支部の支部会費(単位:円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">支部名</th> <th style="text-align: left;">支部会費</th> <th style="text-align: left;">支部名</th> <th style="text-align: left;">支部会費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道</td> <td style="text-align: right;">10,000</td> <td>近畿</td> <td style="text-align: right;">9,000</td> </tr> <tr> <td>東北</td> <td style="text-align: right;">12,000</td> <td>中国</td> <td style="text-align: right;">12,000</td> </tr> <tr> <td>関東甲信越</td> <td style="text-align: right;">6,000</td> <td>四国</td> <td style="text-align: right;">5,000</td> </tr> <tr> <td>北陸</td> <td style="text-align: right;">0</td> <td>九州</td> <td style="text-align: right;">10,000</td> </tr> <tr> <td>東海</td> <td style="text-align: right;">0</td> <td>沖縄</td> <td style="text-align: right;">12,000</td> </tr> </tbody> </table>	支部名	支部会費	支部名	支部会費	北海道	10,000	近畿	9,000	東北	12,000	中国	12,000	関東甲信越	6,000	四国	5,000	北陸	0	九州	10,000	東海	0	沖縄	12,000
支部名	支部会費	支部名	支部会費																						
北海道	10,000	近畿	9,000																						
東北	12,000	中国	12,000																						
関東甲信越	6,000	四国	5,000																						
北陸	0	九州	10,000																						
東海	0	沖縄	12,000																						

支部規程

(総則) 第1条	<p>この規程は定款第49条第2項に基づき、公益社団法人日本建築家協会(以下「本会」という。)の支部の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 支部は、この規程に基づき、支部運営の詳細について別に定める。
(設置) 第2条	<p>本会は、総会の決議を経て、支部を設ける。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 支部は1ないし複数の都道府県の区域を単位として構成する。
(名称) 第3条	支部の名称は、公益社団法人日本建築家協会〇〇支部とする。
(目的・事業) 第4条	<p>支部は、定款第3条に定める本会の目的を達成するため、理事会で承認された事業計画及び予算に基づき、定款第4条に定める事業に関して、所管する地域に根ざした活動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 事業の実施に際し、事業計画及び予算に大幅な変更が生じる場合は、予め理事会の承認を得なければならない。
(正会員) 第5条	<p>支部は、主たる業務を行う地域の全ての正会員をもって構成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 正会員の入退会に関する受付業務は、本会会員規程及び会費規程の定めに従って当該支部が行い、理事会の承認を得る。 3. 支部は、本部からの正会員の会費滞納情報の報告を受け、退会、資格喪失に関して本部業務を補佐する。

日本建築家協会 JIA 規程

(準会員、協力会員) 第6条	<p>支部において、準会員、協力会員を募ることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 準会員、協力会員の入退会・会費等の諸手続きについては、本会会員規程及び会費規程に基づき支部が別に定め、理事会の承認を得る。 3. 準会員、協力会員の会費は、支部役員会の承認を得て、総会の決議により別に定める。
(支部役員等) 第7条	<p>支部役員として、支部長1名、支部幹事1名以上、支部監査1名以上を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 支部に、支部役員として副支部長、正副支部幹事長、正副常任幹事及び支部会計を若干名置くことができる。 3. 支部長以外の支部役員の構成、総数及び選解任等については支部で別に定め、理事会の承認を得る。 4. 支部は支部役員とは別に、支部顧問、支部相談役を若干名置くことが出来る。 5. 支部長は、定款第24条及び25条に基づき、理事の中から理事会において選定する。 6. 支部役員(支部長及び理事を除く)の任期は1期2年とし、特別な事由があり支部役員会が認めた場合は再任を妨げない。
(支部役員等の職務) 第8条	<p>支部役員の職務は次に定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 支部長は、支部を代表し、支部の業務を統括する。また、事業及び予算の執行状況について、四半期ごとに理事会に報告する。 (2) 支部幹事は、支部総会及び支部役員会の方針に従い支部の業務を分担執行する。 (3) 支部監査は支部の会計及び業務執行の状況を監査し、支部役員会及び支部総会に報告する。 (4) 他の支部役員の職務は、支部で別に定め、理事会の承認を得る。 <ol style="list-style-type: none"> 2. 支部監査は、支部役員会に出席し意見を述べる事が出来るが、議決には加わらない。 3. 支部役員は無報酬とする。ただし、常勤の支部役員には理事会の承認を得て、報酬等を支給することができる。 4. 支部役員には、その職務の遂行に当たって自ら負担支出した費用を弁償することができる。
(支部総会) 第9条	<p>支部総会は、通常支部総会と臨時支部総会の2種とし、支部長が招集する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 通常支部総会は毎年1回、事業年度終了後2ヶ月以内に招集する。 3. 臨時支部総会は、支部役員会が必要と認めた場合に開催する。 4. 支部総会の決議を必要とする事項は下記とする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) この支部規程に基づく支部の運営基準の改廃 (2) 支部の事業報告、財産目録、貸借対照表及び損益計算書の承認 (3) 支部長以外の支部役員の選任及び解任 (4) その他支部総会で決議するものとして支部の運営基準で定められた事項 5. 支部総会の構成、機能、開催、招集、議長、定足数、決議、議事録等については、支部で別に定め、理事会の承認を得る。 6. 支部総会は、総会及び理事会の権限を侵すことはできない。
(支部役員会) 第10条	<p>支部役員会の構成、機能、開催、招集、議長、定足数、決議、議事録等については支部で別に定め、理事会の承認を得る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 支部は事業計画及び予算を立案し、支部役員会の承認及び、理事会の承認を得る。 3. 支部役員会は、総会及び理事会の権限を侵すことはできない。
(財産及び会計) 第11条	<p>支部の活動に関する収支、資産及び負債等は、本会全体の会計として取り扱うものとし、会計事務は本会経理規程に定めるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 支部の事業計画及び予算は、支部役員会で承認した後、事業年度開始までに理事会の承認を得る。 3. 支部長は、事業及び予算執行状況について、四半期ごとに理事会に報告する。
(統合・分割及び廃止) 第12条	<p>支部の統合・分割及び廃止は、支部役員会の承認、支部総会の決議を経て理事会の承認及び総会の決議により行う。</p>
(地域会) 第13条	<p>支部は支部役員会の承認、支部総会及び総会の決議を経て、地域会を設けることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 支部は、構成する区域内の正会員全員が、当該区域内の地域会に所属するよう努める。また、正会員が複数の地域会に所属することを認める。

日本建築家協会 JIA 規程

第13条のつづき	3. 地域会の運営に関し必要な事項は、定款第50条に基づき、支部役員会の承認及び理事会の承認により別に定める。
(委員会・部会) 第14条	<p>支部活動の促進及び円滑な事業の執行を図るため、支部は、支部役員会の決議を経て、支部委員会及び支部部会を置くことができる。</p> <p>2. 支部委員会・部会は、理事会の求めに応じて同じ目的を持つ本部委員会・部会に委員を推薦し、本部との連携を図らなければならない。</p> <p>3. 支部委員会・部会の運営に関し、必要な事項は、本部委員会及び本部部会規程を準用するほか、支部で別に定めることができる。</p>
(事務局) 第15条	支部の事務処理を適切に行うため、支部に事務局を設置し、所用の事務局員を置く。
(準用) 第16条	この規程に定めのない事項については、定款を準用する。
(改廃) 第17条	この規程の改廃は、理事会の承認による。
(附則)	この規程は、公益社団法人日本建築家協会の設立登記の日から施行する。

地域会規程

(総則) 第1条	<p>この規程は定款第50条第2項に基づき、公益社団法人日本建築家協会(以下「本会」という。)の地域会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>2. 支部及び地域会は、この規程に基づき、地域会運営の詳細について、別に定める。</p>
(設置) 第2条	<p>支部は総会及び支部総会の決議を経て、地域会を設けることができる。</p> <p>2. 地域会の最小単位は、当該地域会が属する支部内の都道府県、もしくは単独または複数の市区町村とする。</p> <p>3. 地域会の構成人数は、正会員8名以上を目安とする。</p>
(名称) 第3条	地域会の名称は、「公益社団法人 日本建築家協会〇〇支部〇〇地域会」とする。
(目的・事業) 第4条	<p>地域会は、定款第3条に定める本会の目的を達成するため、理事会で承認された事業計画及び予算に基づき、支部と連携し、定款第4条に定める事業活動を行う。</p> <p>2. 事業の実施に際し、事業計画及び予算に大幅な変更が生じる場合は、予め支部役員会及び理事会の承認を得る。</p>
(正会員) 第5条	<p>地域会は、原則として存住または、主たる業務を行う地域の正会員をもって構成する。</p> <p>2. 正会員の入退会に関する受付業務については、本会会員規程及び会費規程の定めに従って、地域会は支部を補佐する。</p> <p>3. 地域会は、本部・支部からの正会員の会費滞納情報の報告を受け、退会、資格喪失に関して支部業務を補佐する。</p>
(準会員・協力会員) 第6条	<p>地域会において、準会員、協力会員を募ることができる。</p> <p>2. 準会員、協力会員の入退会・会費等の諸手続きについては、本会会員規程及び本会会費規程の定めによるほか、支部役員会及び理事会の承認を得て別に定める。</p>

日本建築家協会 JIA 規程

第6条のつづき	<p>3. 準会員、協力会員の会費は、地域会役員会、支部役員会の承認を得て、総会の決議により別に定める。</p>
(地域会役員等) 第7条	<p>地域会役員として、地域会長(又は地域会代表の呼称も可とする)1名、地域会幹事1名以上、地域会監査1名以上を置く。</p> <p>2. 地域会に、地域会役員として副地域会長を置くことができる。</p> <p>3. 地域会役員の構成、総数及び選解任等については、支部役員会の承認を得て各地域会で別に定める。</p> <p>4. 地域会役員とは別に、地域会顧問、地域会相談役若干名を置くことができる。</p> <p>5. 地域会役員の任期は1期2年とし、特別な事由があり地域会役員会が認めた場合は再任を妨げない。</p>
(地域会役員の職務等) 第8条	<p>地域会役員の職務は次に定める。</p> <p>(1) 地域会長は、地域会を代表し、地域会の業務を統括する。事業及び予算執行状況について、四半期ごとに支部役員会に報告する。</p> <p>(2) 地域会幹事は、地域会役員会の方針に従い、地域会の業務を分担執行する。</p> <p>(3) 地域会監査は、地域会の会計及び業務執行の状況を監査し、地域会役員会及び地域会総会に報告する。地域会役員会に出席し意見を述べることができるが、議決には加わらない。</p> <p>(4) 他の地域会役員の職務は、支部役員会の承認を得て地域会で別に定める。</p> <p>2. 地域会役員は無報酬とする。ただし、地域会役員には、その職務の遂行に当たって自ら負担支出した費用を弁償することができる。</p>
(地域会総会) 第9条	<p>地域会総会の構成、機能、開催、招集、議長、定足数、決議、議事録等については、地域会が所属する支部において別に定める。</p> <p>2. 地域会総会は、支部総会、総会及び理事会の権限を侵すことはできない。</p>
(地域会役員会) 第10条	<p>地域会役員会の構成、機能、開催、招集、議長、定足数、決議、議事録等については、地域会が所属する支部において別に定める。</p> <p>2. 地域会役員会は、支部役員会、総会及び理事会の権限を侵すことはできない。</p>
(財産及び会計) 第11条	<p>地域会の活動に関する収支、資産及び負債等は、本会全体の会計として取り扱うものとし、会計事務は本会経理規程に定めるところによる。</p> <p>2. 地域会の事業計画及び予算は、地域会役員会において承認した後、事業年度開始までに、当該地域会が所属する支部役員会及び理事会の承認を得る。</p>
(統合・分割及び廃止) 第12条	<p>地域会の統合・分割及び廃止は、地域会総会及び支部総会の決議を経て、理事会の承認及び総会の決議により行う。</p>
(地域会委員会・部会) 第13条	<p>地域会は、地域会活動の促進及び円滑な事業の執行を図るため、地域会役員会の承認を経て、地域会委員会・部会を置くことができる。</p> <p>2. 地域会委員会・部会の運営に関し、必要な事項は、本部委員会及び本部部会規程を準用するほか、地域会で別に定める。</p>
(事務局) 第14条	<p>地域会の事務処理を適切に行うため、地域会に事務局を設置し所用の事務局員を置くことができる。</p>
(準用) 第15条	<p>この規程に定めのない事項については、支部規程及び定款を準用する。</p>
(改廃) 第16条	<p>この規程の改廃は、理事会の承認による。</p>
(附則)	<p>この規程は、公益社団法人日本建築家協会の設立の登記の日から施行する。</p>

支部規約

<p>(総則) 第1条</p>	<p>この規約は支部規程第1条第2項により、関東甲信越支部(以下、この支部という)の運営の詳細について定める。</p>																														
<p>(設置) 第2条</p>	<p>この支部は、次の行政地域を単位として構成する。 (1) 茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、新潟県。</p>																														
<p>(名称) 第3条</p>	<p>この支部の名称は、公益社団法人日本建築家協会関東甲信越支部とする。</p>																														
<p>(目的・事業) 第4条</p>	<p>この支部は、本部事業の補佐と併せ、所管する都県の行政、住民、他団体と協調しながら地域に根差した活動を行い、定款第3条の目的達成につとめる。</p>																														
<p>(正会員) 第5条</p>	<p>この支部は、第2条に記載の行政地域で主として業務を行う正会員および国外に在住の正会員で関東甲信越支部に所属を希望し理事会で承認されたものをもって組織する。</p>																														
<p>(準会員、協力会員) 第6条</p>	<p>この支部は、本会の趣旨に賛同し、支部の事業に参加、支援をする個人、法人または団体を、準会員、協力会員として募ることができる。</p> <p>2. 支部所属の準会員、協力会員の会費等は下記による。</p> <p>(1) 支部所属の準会員</p> <table border="0" data-bbox="437 994 1043 1133"> <tr> <td>1) 専門会員</td> <td>：入会金</td> <td>6,000円</td> <td>年会費</td> <td>18,000円</td> </tr> <tr> <td>2) シニア会員</td> <td>：入会金</td> <td>0円</td> <td>年会費</td> <td>18,000円</td> </tr> <tr> <td>3) ジュニア会員</td> <td>：入会金</td> <td>3,000円</td> <td>年会費</td> <td>9,000円</td> </tr> <tr> <td>4) 学生会員</td> <td>：入会金</td> <td>0円</td> <td>年会費</td> <td>3,000円</td> </tr> </table> <p>(2) 支部所属の協力会員</p> <table border="0" data-bbox="437 1178 1043 1245"> <tr> <td>1) 法人協力会員</td> <td>：入会金</td> <td>100,000円</td> <td>年会費</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>2) 個人協力会員</td> <td>：入会金</td> <td>0円</td> <td>年会費</td> <td>9,000円</td> </tr> </table>	1) 専門会員	：入会金	6,000円	年会費	18,000円	2) シニア会員	：入会金	0円	年会費	18,000円	3) ジュニア会員	：入会金	3,000円	年会費	9,000円	4) 学生会員	：入会金	0円	年会費	3,000円	1) 法人協力会員	：入会金	100,000円	年会費	100,000円	2) 個人協力会員	：入会金	0円	年会費	9,000円
1) 専門会員	：入会金	6,000円	年会費	18,000円																											
2) シニア会員	：入会金	0円	年会費	18,000円																											
3) ジュニア会員	：入会金	3,000円	年会費	9,000円																											
4) 学生会員	：入会金	0円	年会費	3,000円																											
1) 法人協力会員	：入会金	100,000円	年会費	100,000円																											
2) 個人協力会員	：入会金	0円	年会費	9,000円																											
<p>(支部役員等) 第7条</p>	<p>この支部に次の役員等を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 支部長 1名(本部理事兼任) 2) 副支部長 3名(内1名は関東甲信越支部選出理事より選出) 3) 支部幹事 20名以上31名以内(副支部長2、支部幹事長1、支部副幹事長2、支部常任幹事5名を含む) 4) 支部監査 2名 <ol style="list-style-type: none"> 2. 支部役員とは別に、支部顧問及び支部相談役若干名を置くことができる。支部顧問及び支部相談役は、役員会の承認を得て、支部長がこれを委嘱する。任期は支部役員任期と同等とする。 3. 支部役員(支部長を除く)の選出等については、この支部が別に定めた支部役員選出規約による。 4. 支部役員(支部長を除く)の任期は1期2年とし、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する支部通常総会の終結の時までとする。 5. 支部役員の任期は原則2期を限度とするが、特別な事由があり支部役員会が認めた場合は3期までの再任を妨げない。 6. 支部役員のうち、定款に基づき総会で理事として選任された支部長・副支部長の重任は妨げない。 7. 補欠または増員によって就任したものの任期は、前任者または現任者の残任期間とする。 8. 支部役員は、辞任または任期満了後も後任者が就任するまで、引き続きその職務を行わなければならない。 9. 支部長、副支部長を除く支部役員は毎年その半数を改選する。 10. 支部幹事及び監査の総数のうち、4分の1までは正会員以外から選任することを妨げない。 11. 第3項の支部役員選出規約は支部総会の決議により定める。 																														
<p>(支部役員等の職務) 第8条</p>	<p>この支部の役員の職務は、支部規程第8条の定めによるほか下記による。</p> <p>(1) 支部長は、支部を代表し、支部の会務を統括する。</p>																														

関東甲信越支部 規約

<p>第8条のつづき</p>	<p>(2) 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、支部長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。ただし、理事権限はこれを除く。</p> <p>(3) 支部幹事長は、支部幹事の意見をとりまとめ、支部役員会の議事運営に関する審議をはかる。</p> <p>(4) 支部副幹事長は、支部幹事長を補佐し、支部幹事長に事故あるときはその職務を代行する。</p> <p>(5) 支部幹事は、この支部の会務を分担して委員会及び部会の活動等の円滑化をはかり、事業の執行を行う。</p> <p>(6) 支部常任幹事は、支部常任幹事会において、事業の企画、調整をはかる。</p> <p>(7) 支部監査は、この支部の会計及び事業執行の状況を監査し、支部役員会及び支部総会にその結果を報告する。</p> <p>2. 支部監査、支部顧問、支部相談役は支部役員会に出席し意見を述べることが出来るが、議決には加わらない。</p>
<p>(支部総会) 第9条</p>	<p>この支部の通常支部総会は、毎年1回、事業年度終了後2ヶ月以内に支部長が招集する。</p> <p>2. 支部総会の招集は、少なくとも開催日の7日前までに、その会議の日時、場所、及び付議する事項を示し、文書でこれを正会員及び準会員のうち専門会員、シニア会員に通知しなければならない。</p> <p>3. 支部総会は所属正会員の1/10以上の出席（他の出席正会員に対する委任状による出席を含む）がなければ開会することができない。</p> <p>4. 支部総会の議長および副議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。</p> <p>5. 支部総会は、この支部に所属する正会員をもって構成する。</p> <p>6. 支部総会の議決は、議長を除く出席正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。</p> <p>7. 前項の規定にかかわらず、この規約を変更しようとするときは、支部総会において議長を除く出席正会員の4分の3以上の同意を得なければならない。</p> <p>8. 支部総会において、この支部に所属する準会員のうち専門会員、シニア会員は、総会に出席して意見を述べることができるが、議決権を有しない。</p> <p>9. 次の場合に、支部長は臨時支部総会を招集する。</p> <p>(1) 支部役員会において、過半数が必要と認めるとき</p> <p>(2) 支部役員会において、支部監査より議案を示して開催の申し出があったとき</p> <p>(3) この支部に所属する正会員の1/10以上から、会議の目的を示して招集の請求があったとき</p> <p>10. 支部総会の決議を必要とする事項は下記とする。</p> <p>(1) 支部規程に基づく支部の運営基準の改廃</p> <p>(2) 地域会規程に基づくこの支部における地域会の運営基準の改廃</p> <p>(3) この支部の事業報告、財産目録、貸借対照表及び収支決算書の承認</p> <p>(4) 支部長以外の支部役員を選任及び解任</p> <p>(5) その他支部総会で決議する事項としてこの規約で別に定めるもの、並びに支部役員会から求められた支部運営に関する事項</p> <p>11. 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名、押印しなければならない。（定款同等）</p>
<p>(支部役員会及び支部常任幹事会) 第10条</p>	<p>この支部の支部役員会は、第7条に定める支部役員をもって構成する。</p> <p>2. 支部常任幹事会は、支部幹事の中から支部長の指名により支部役員会の承認を得て構成する。</p> <p>3. 支部役員会及び支部常任幹事会は、必要に応じて支部長が招集する。</p> <p>4. 支部役員会は、支部事業その他の会務を審議決定する。</p> <p>5. 支部常任幹事会は、支部長及び支部役員会から付託された事項及び緊急に対応を要する事項について審議し、具体的対処を行い、支部役員会に報告する。</p> <p>6. 支部役員会及び支部常任幹事会の議長は、支部長または支部長が指名する支部幹事がこれにあたる。</p> <p>7. 支部役員会及び支部常任幹事会は、構成員の1/2以上が出席しなければ開催することができない。</p> <p>8. 支部役員会及び支部常任幹事会の議決は、議決権を有する出席構成員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところとする。</p> <p>9. 議決権の行使は、他の出席支部役員に委任することができ、その場合は出席と見なす。</p> <p>10. 地域会選出の支部幹事においては、支部役員会に代理出席者を出すことができる。</p> <p>11. 支部長が緊急と判断した案件については、書面による決議、持ち回りによる決議、及び電子的媒体による決議を可とする。</p>

関東甲信越支部 規約

(財産及び会計) 第11条	<p>この支部の財産は、次に掲げるものをもって構成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 本部から、支部会員数に応じて配分される支部運営費 (2) 支部の実情に応じて徴収する支部会費 (3) 支部所属の準会員、協力会員の入会金及び年会費 (4) 寄付金品 (5) 財産から生じる収入 (6) 事業に伴う収入 (7) その他の収入 <ol style="list-style-type: none"> 2. この支部の活動に関する収支、資産及び負債等は、公益社団法人日本建築家協会全体の会計として取り扱うものとし、定款及び経理規程を準用する。 3. この支部の事業計画及び予算は、支部役員会において承認した後、事業年度開始までに理事会の承認を得る。 4. この支部の事業報告及び決算は、事業年度終了後遅滞なく支部総会において承認した後、理事会に報告する。
(統合、分割及び廃止) 第12条	<p>この支部の統合、分割及び廃止は、以下の場合に理事会及び総会の決議を経て行なう。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 支部総会において、2/3以上の賛成をもって支部の解散が決議されたとき。 (2) 理事会及び総会が必要と認め決議したとき。
(地域会) 第13条	<p>この支部は、支部総会及び総会の議決を経て、以下の行政地域を構成単位として地域会を設けることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 東京都においては、1または複数の特別区及び市町村 (2) 東京都以外においては、原則として県単位で構成する。但し、複数県を統合または1県内に複数の設置も可とする。 <ol style="list-style-type: none"> 2. 地域会の運営は、本部で定める地域会規程、支部で定める地域会規約及び地域会で定める地域会規則による。 3. 支部は、地域会から事業年度開始2ヶ月前までに、地域会役員会が承認した事業計画及び予算の提出を受け、支部役員会で承認して事業年度開始までに理事会の承認を得る。毎事業年度終了後遅滞なく活動及び決算の報告を受けてこれも速やかに理事会へ報告する。
(地域サミット) 第13条の2	<p>この支部における地域会長又は地域会代表(以下地域会長という)が一堂に会し、支部・地域会の事業・運営に関して意見交換を行う場として、支部長は、地域サミットを招集することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 地域サミットの運営に関し必要な事項は、支部役員会の承認により別に定める。
(委員会・部会) 第14条	<p>支部活動の促進及び円滑な事業の執行を図るため、支部役員会の決議を経て、この支部に委員会及び部会を置き、または廃止する事ができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 支部委員会・部会は、理事会の求めに応じて同じ目的を持つ本部委員会・部会に委員を推薦し、本部との連携を図る。 3. 支部委員長・部会長は支部役員会に出席して意見を述べる事ができるが、決議には加わらない。 4. 支部委員会・部会の運営に必要な事項は、支部役員会の承認を得て別に定める。なお、この支部の規約などに定めが無い事項は、本部が定める委員会規程及び部会規程を準用する。
(事務局) 第15条	<p>この支部の事務処理を適切に行うために支部事務局を東京都渋谷区に置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 事務局の組織運営に関し必要な事項は、支部役員会の承認を得て別に定める。
(準用) 第16条	<p>この規約に定めのない事項については、定款及び支部規程を準用する。</p>
(改廃) 第17条	<p>この規約の改廃は、支部総会の決議及び理事会の承認による。</p>
(附則)	<p>この規約は2013年度関東甲信越支部通常総会の決議の日より施行する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. この支部の公告は、電子公告により行う。

委員会規約

(委員会の設置) 第1条	支部規約第14条の規定に基づき、支部委員会の設置及び運営に関し次のとおり定める。 この規約の定めによる委員会は、常置委員会(交流委員会を除く)、特別委員会(実行委員会・推進会議等を含む)とする。
(委員の構成) 第2条	委員会は、支部正会員の構成員をもって組織する。但し、特に必要のある場合は委員総数のうち4分の1まで正会員以外の専門家等を委員に加えることができる。委員会構成委員は、10名以内とするが、役員会で認められた場合はこの限りではない。
(委員長の指名) 第3条	委員長は支部長の指名により、役員会の承認を得て支部長が委嘱する。但し、他に定めがある場合にはそれに従うものとする。
(委員の募集) 第4条	委員は、公募に基づいて委員長が指名し、役員会の承認を得て支部長が委嘱する。
(委員会の役職) 第5条	委員会が必要と認める場合は、委員長の指名により副委員長を置くことができる。 2) 常置委員会には、委員長、副委員長以外の役職は設けない。
(報告書の提出) 第6条	委員長は、役員会に対して毎事業年度末までに活動報告書を提出し、年度末2か月前までに次期活動計画書を提出しなければならない。 2) 収支を伴う事業を計画・執行する場合は、事業計画及び収支予算書を作成して役員会の承認を得るものとし、事業終了後は速やかに報告する。 3) 支部長及び役員会は、必要に応じて委員長に対して、委員会活動に関し報告を求めることができる。
(外部への伝達・公表) 第7条	委員会の意見、方策又は対策、その他これに類するものを当会のものであるとして外部に公表又は伝達しようとするときは、役員会の承認を得るものとする。但し、軽易な事項についてこの限りではない。
(委員の任期) 第8条	常置委員会の委員長及び委員の任期は2年とし、連続して委嘱する場合は二期を限度とする。但し、特別な事由がある場合は役員会の承認を得て一期に限り更に継続することができる。
(特別委員会) 第9条	特別委員会の委員長及び委員の任期は常置委員会に準ずるものとし、かつ当該委員会の任務を完了したときをもって任期を終わるものとする。
(ワーキンググループ) 第10条	必要に応じてワーキンググループを置くことができる。 2) ワーキンググループは、正会員並びに正会員以外の専門家等をもって構成する。 3) ワーキンググループの構成員は支部長の承認を得て委員長が指名する。
(旅費の支弁) 第11条	委員には必要に応じて支部の旅費規定に基づく旅費を支給するものとする
(常置委員会と特別委員会) 第12条	常置委員会と特別委員会の役割分掌は別に定めるものとする。
(委員会の成立) 付則1	委員会は委員の半数以上の出席(委任状可)をもって成立とする。
(委員会の議事録) 付則2	委員長は委員の中から書記を任命して議事録を作成し、委員会開催後14日以内に事務局に提出する。ただし、他の規則等で定められている場合はこの限りではない。 2) 委員会の議事録は、支部正会員に公開することを原則とする。
(交流委員会の運営) 付則3	交流委員会の運営については別途定める。
(委員の着任と退任) 付則4	委員を退任した後、2年間は同一委員会の委員に着任することはできない。

部会規約

(部会の制定) 第1条	支部規約第14条に基づき、部会の設置及び運営に関して次の通り定める。
(部会の目的) 第2条	部会は、会員の主体的参加による継続的活動を推進することを目的として設置する。 2. 部会は正会員5名以上の申請に基づき、その目的等が適切と認められるものについて役員会の承認を得て設置するものとする。
(会員の構成) 第3条	部会は正会員・準会員・協会の協会の構成員をもって組織する。 2. 部会には必要に応じて会員以外の専門家等が参加出来るものとする。
(部会の役職) 第4条	部会長は正会員の中から部会員の互選により役員会の承認を得て支部長が委嘱する。 2. 部会が必要と認める場合は、部会長の指名により副部会長を置くことが出来る。
(報告書の提出) 第5条	部会長は、毎事業年度終了後当該年度の活動報告書を提出し、年度末2か月前までに次期活動計画書を役員会に提出しなければならない。 2. 部会活動に伴う収入支出は原則として部会の責任に於いて行い、各部会の独自の予算によるものとする。また、部会費の収支については、毎事業年度終了時に役員会に報告する。
(外部への伝達・公表) 第6条	部会の意見、方策又は対策、その他これに類するものは、本会の目的の範囲で部会の主体的判断を以て、外部に公表又は伝達出来るものとする。但し、特にその内容が当会全体に及ぼす影響が大きいと判断されるものについて役員会の承認を得るものとする。
(部会長の任期) 第7条	部会長の任期は一期2年とし、連続して委嘱する場合は、原則として二期を限度とする。但し、特別な事由がある場合は役員会の承認を得て定めることが出来る。
(部会の廃止) 第8条	部会の廃止は構成員の合意により行なえるものとし、廃止する場合は役員会に報告する。 2. JIA活動の目指すものと著しく異なった活動と認められたときは、役員会にて廃止を決議できる。
(部会の運営ルール) 第9条	部会の運営ルールについては部会ごとに定め、役員会に提出する。

地域会規約

(総則) 第1条	この規約は、地域会規程第1条第2項により、関東甲信越支部(以下、この支部という)における地域会の運営に関し必要な事項を定める。 2. 地域会は、この規約のほか、地域会運営に必要な事項を別に定めることができる。
(設置) 第2条	この支部は、支部総会の決議を経て、地域会の設置を総会に諮ることができる。 2. この支部における地域会の構成単位は、支部規約第2条の行政単位とするほか以下の通りとする。 (1) 東京都においては、1または複数の特別区及び市町村 (2) 東京都以外においては、原則として県の行政地域(複数県を統合して設置、または1県に複数の設置も可とする)
(名称) 第3条	この支部における地域会の名称は、公益社団法人日本建築家協会関東甲信越支部〇〇地域会とする。
(目的・事業) 第4条	この支部における地域会は、支部事業の補佐と併せ、支部との連携のもと、所管する地域の行政、市民、他団体と協調しながら地域に根ざした活動を行い、定款第3条に定める本会の目的達成に努める。

関東甲信越支部 規約

(正会員) 第5条	<p>この支部における地域会は、構成単位内の全ての正会員を地域会員とするよう努める。また、複数の地域会に所属することを妨げない。</p> <p>2. この支部における地域会は、支部役員会の承認を得て、地域会運営費を定めて徴収することができる。</p>
(準会員) 第6条	<p>この支部に所属する準会員のうち、原則として在住又は主たる業務を行う地域を構成単位とする地域会の目的に賛同し、事業に参画し活動する者を、その地域会を活動拠点とする準会員とする。</p> <p>2. 準会員の活動拠点となる地域会は、支部が徴収する準会員の会費のうちから、支部が準会員制度を維持し、準会員に対して提供するサービスの対価として必要とする経費を差し引いた残りを、地域活動費として支部から受け取ることができる。</p>
(協力会員) 第6条の2	<p>地域会規程第6条により、この支部における地域会において協力会員を募ることができる。</p> <p>2. この支部における地域会において、新たに地域会所属の協力会員制度を立ち上げる場合には、予め支部役員会の承認を得るものとする。</p> <p>3. 地域会に所属する協力会員の会費等の額は、以下の通り、支部役員会、理事会及び総会の決議を得て地域会が定めるものとし、会費等は原則として地域会が徴収する。</p> <p>1) 法人協力会員：地域会が独自に定める額</p> <p>2) 個人協力会員：原則として支部に所属する個人協力会員の会費等の額と同額 (入会金0円 年会費9,000円) 個人協力会員の会費等の額を上記と異なるものとする場合は、事前に支部と地域会間で協議を行うものとする。</p> <p>4. 協力会員の所属する地域会は、地域会が徴収する協力会員の会費のうちから、支部が協力会員に対して提供するサービスの対価として必要とする経費を、支部に支払わなければならない。</p>
(地域会役員等) 第7条	<p>この支部における地域会役員等の構成、総数、解選任及び任期等については、地域会規程第7条によるほか、支部役員会の承認を得て地域会で別に定めることができる。</p> <p>2. 地域会役員等の総数のうち、4分の1までは地域会所属正会員以外から選任することを妨げない。</p> <p>3. この支部における地域会選出の支部幹事は、原則として地域会長またはそれに準ずる立場の地域会所属正会員から、地域会の推薦を得て選任する。</p>
(地域会役員等の職務等) 第8条	<p>この支部における地域会役員等の職務は、地域会規程第8条第1項によるほか、支部役員会の承認を得て地域会で別に定めることができる。</p>
(地域会総会) 第9条	<p>この支部における地域会総会は、通常地域会総会と臨時地域会総会の2種とし、地域会長または地域会代表(以下地域会長という)が召集する。</p> <p>2. 通常地域会総会は毎年1回、事業年度終了後2ヶ月以内に招集する。</p> <p>3. 臨時地域会総会は、地域会役員会が必要と認めた場合、及び地域会規則に定めた基準に従って開催請求があった場合に開催する。</p> <p>4. 地域会総会は、原則として正会員により構成する。但し、正会員の権利を侵害しない範囲で地域会規則に定めることにより、準会員、協力会員を構成員に加えることができる。</p> <p>5. 地域会総会の定足数、議決権の付与、及び決議要件については地域会規則に定めるものとする。</p> <p>6. 通常地域会総会は以下に定める事項を決議し、支部役員会に報告する。</p> <p>(1) 地域会が定める「地域会規則」の改廃(支部役員会の承認を必要とする)</p> <p>(2) 事業報告、貸借対照表および損益計算書の承認</p> <p>(3) 地域会役員等の選任および解任に関し地域会規則により総会決議事項と定められた事項</p> <p>(4) その他、地域会の運営に関する重要な事項</p> <p>7. 議事録は定款を準用し地域会で作成・保存し、支部役員会に報告しなければならない。</p>
(地域会役員会) 第10条	<p>この支部における地域会役員会は、地域会規程第7条に定める役員をもって構成する。</p> <p>2. 地域会役員会は必要に応じて地域会長が召集し、地域会事業その他の会務を評議決定する。</p> <p>3. 地域会役員会の議長は、地域会長または地域会長が指名する地域会役員がこれにあたる。</p> <p>4. 地域会役員会は、構成員の1/2以上の出席がなければ開催することができない。</p> <p>5. 地域会役員会の決議は、出席構成員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところとする。</p>

関東甲信越支部 規約

(地域会役員会) 第10条	<p>6. 地域会役員会の求めに応じて、地域会顧問、地域会相談役、並びに地域会所属会員等は、役員会に出席し意見を述べるができるが、議決には加わらない。</p> <p>7. 議事録は定款を準用し地域会で作成・保存し、必要に応じて支部役員会に報告する。</p>
(財産及び会計) 第11条	<p>この支部における地域会の活動に関する収支、資産及び負債等は、公益社団法人日本建築家協会全体の会計として取り扱うものとし、定款及び経理規程を準用する。</p> <p>2. この支部における地域会の事業計画及び予算は、地域会役員会において承認した後、事業年度開始の2ヵ月前までに支部に提出し、事業年度開始までに支部役員会及び理事会の承認を得る。</p> <p>3. この支部における地域会の事業報告及び決算は、事業年度終了後遅滞なく地域会総会において承認した後、支部役員会及び理事会に報告する。</p> <p>4. この支部における地域会が所定の手続きを経て定めた正会員の地域会運営費、地域会登録の準会員、協力会員の会費等の収入は、支部役員会の承認を得て地域会の支弁に供することができる。</p>
(統合・分割及び廃止) 第12条	<p>地域会は、以下の場合に理事会及び総会の承認を得て、地域会の統合、分割及び廃止をすることができる。</p> <p>(1) 地域会総会において所属正会員の2/3以上の賛成をもって地域会の統合、分割及び廃止を決議したとき。</p> <p>(2) 支部は、支部総会において所属正会員の1/2以上の賛成をもって地域会の統合、分割及び廃止を決議したとき。</p>
(地域会委員会・部会) 第13条	<p>この支部における地域会に地域会委員会及び地域会部会を設ける場合は、本部及び支部が別に定める委員会規定ならびに部会規定を準用する。</p> <p>2. この支部に同じ目的を持つ支部委員会・支部部会がある場合、原則として地域会委員長及び地域会部会長は、支部委員長及び支部部会長から指名を受け委員を兼ねることができるものとする。</p>
(事務局) 第14条	<p>この支部における地域会に事務局を設置し所用の事務局員を置く場合には、地域会事務局の組織、運営に必要な事項は、支部役員会の承認を得て地域会が別に定める。</p>
(準用) 第15条	<p>この規約に定めのない事項については、地域会規程及び定款を準用する。</p>
(改廃) 第16条	<p>この規約の改廃は、支部役員会の決議を経て、支部総会の承認による。</p>
(附則)	<p>この規約は2013年度関東甲信越支部通常総会の決議の日より施行する。</p> <p>2. この支部における地域会の公告は電子公告により行う。</p>

関東甲信越支部 組織一覧

